

商品概要について

| 種類・項目 | ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA(適格機関投資家限定) |
|------------|--|
| 運用の基本方針 | |
| 投資対象 | ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。 |
| 運用方針 | <p>① コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>② 親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>④ 信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>⑤ 有価証券の貸付は行いません。</p> |
| 投資制限 | <p>① 株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>④ 新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>⑤ 同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の転換社債への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑦ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑧ 外国為替予約取引は約款第25条※の範囲で行います。</p> <p>※約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p> <p>② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</p> |
| 収益分配方針 | <p>毎決算時(原則として12月25日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</p> <p>② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p> |
| ファンドにかかる費用 | |
| 信託報酬 | 純資産総額に対し年率1.05%(税抜1.00%) |
| 販売手数料 | なし |
| 信託財産留保金 | なし |
| その他費用 | <p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料等 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。) ・借入金の利息及び立替金の利息等 |
| その他 | |
| 委託会社 | <p>日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1696号 (社)投資信託協会加入</p> |
| 受託会社 | <p>NCT 信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第25号 日本証券業協会加入</p> |
| 信託期間 | 無期限 |
| 決算日 | 毎年12月25日(休業日の場合は翌営業日) |